

京都市告示第53号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、平成16年4月1日から平成17年3月31日まで財団法人花脊森林文化財団を京都市公金収納受託者とし、京都市森林文化交流センターの使用料の徴収事務を委託します。

平成16年4月1日

京都市長 榎 本 頼 兼

(産業観光局農林部林業振興課)